

# 地域主権時代の外来型地域産業政策の展開に向けて

## ～岐阜県可児郡御嵩町を事例として～

堀 智 考\*

はじめに

### 第1章 亜炭産業の変遷と脱却

- 1-1 岐阜県可児郡御嵩町の概要
- 1-2 亜炭産業の変遷
- 1-3 亜炭産業依存からの脱却

### 第2章 新たな工業団地開発と企業誘致の展開

- 2-1 新たな工業団地開発の推進
- 2-2 新たな民間活力による企業誘致方式の導入
- 2-3 新たな工業団地の完成と企業誘致の展開

### 第3章 「グリーンテックみたけ」の成功要因と波及効果、課題

- 3-1 「グリーンテックみたけ」への誘致成功要因
- 3-2 「グリーンテックみたけ」への企業誘致に伴う波及効果
- 3-3 「グリーンテックみたけ」への企業誘致に関する課題

おわりに

## はじめに

政権が大きく変わり、「地域主権」が叫ばれているが、「地域主権」とは、地域住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うことを意味している。特に、基礎自治体の市町村においては、国や県依存から脱却し、地域の自主・自立性を確保しながら、自ら責任を持って課題を解決し、活気に満ちた地域社会を形成する事業創造主体になっていくことが求められる。

このうち、地域産業は地域の自立性を確保し、地域経済や暮らしを支える基盤であり、その地域産業の振興と保護、育成を図る市町村の地域産業政策<sup>\*1</sup>は、地域経済を活性化するとともに、少子高齢社会の下で、定住人口や雇用、税収の確保など、地域住民の日常生活を安定化・向上していくために、大変重要な役割を果たすこととなる。

しかし、経済のグローバル化や少子高齢化、市町村合併の進展など地域経済を巡る環境が激変する中で、疲弊した地域経済を振興するために、市町村の地域産業政策の必要性が叫ばれ、

独自の地域産業政策を展開する事例は増加してきているが、その関心はまだ低く、政策を立案し、実行できる人材もあまり育っていない状況にある。また、従来からの代表的な地域産業政策として、「国土の均衡ある発展」を目指す国土開発計画のもとで、工業団地開発及び企業誘致を行う外来型地域産業政策があるが、その主導的な役割は、これまで国や県が担ってきている。

こうした状況の中で、御嵩町では、亜炭産業や既存産業の衰退に対応し、民間活力を活用した新たな外来型地域産業政策をいち早く展開し、産業構造の転換や町の繁栄に結びつけている。このプロジェクトは1980年代に計画されており、当時の主流であった国や県主導の地域産業政策に依存せず、自ら責任を持って、果敢に独自の地域産業政策を推進してきている。工業団地開発及び企業誘致を行う外来型地域産業政策は、これまでも様々な問題を引き起こし、経済のグローバル化や厳しい財政状況の下で、その有効性や実効性は失なわれつつあるが、地域社会の変化や波及効果を短期的に生み出すことが可能であり、非常に魅力的な地域産業政策であることから、県内においても新たに取り組みを開始した市町村も存在している。

このため、御嵩町の外来型地域産業政策の成功要因や波及効果等を検証する一方、今後の課題や政策上の問題点等を踏まえながら、来るべき地域主権時代における外来型地域産業政策を提示するものとする。なお、様々な統計調査やヒアリング結果を活用し、実践的な分析を実施するとともに、できるだけ市町村現場での地域産業政策の参考となるような事例紹介をしながら、今後、新たな地域産業政策に取り組む市町

\* 地域経済研究所奨励研究員

村や地域住民に少しでも役立つことを期待したいと考える。

## 第1章 亜炭産業の変遷と脱却

### 1-1 岐阜県可児郡御嵩町の概要

御嵩町は、岐阜県の中南部に位置し、中部圏の中心である名古屋市及び県都岐阜市まで35km圏域にある。面積は56.61km<sup>2</sup>（東西12.4km、南北8.9km）、人口は19,643人（H21.4現在）を有している。地形的には、町域の約6割を森林が占め、貴重な自然環境を保有する一方、濃尾平野の北東に位置し、中心部には快適な居住環境を有する平野部が広がっている。

また、歴史的には、古くから中山道の宿場町及び門前町として栄え、明治期には可児郡役所が置かれるなど、岐阜県東濃地域の政治・文化の中心地として栄えてきた。しかし、産業・経済面において、注目すべき時期としては、明治期以降の亜炭産業の発展に伴い地域経済は大きく拡大する一方、戦後の亜炭産業の衰退により激動期を迎え、大幅な産業構造転換を余儀なくされている。

就業人口（2005年）の約1/3が従事するとともに、町内総生産（2006年）の46.8%を占めるなど、雇用や生産面において他産業を圧倒している。なお、現在の産業構造には、全く亜炭産業の面影はなくなっているが、企業誘致による産業構造転換への流れを導き出した明治期以降の亜炭産業の盛衰とその背景について、最初に紹介することとする。

図1 御嵩町の位置図



表1 御嵩町の産業別就業者数の推移

単位：人、%

区 分	1955年		1965年		1975年		1985年		1995年		2005年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
総数	6,908	—	7,455	—	7,973	—	9,219	—	10,308	—	9,830	—
第1次産業	3,268	47.3	2,108	28.3	888	11.1	671	7.3	572	5.5	300	3.1
うち農業	3,213	46.5	2,097	28.1	882	11.1	660	7.2	564	5.5	293	3.0
第2次産業	1,970	28.5	2,857	38.3	3,835	48.1	4,493	48.7	4,583	44.5	4,096	41.7
うち鉱業	1,537	22.2	162	2.2	54	0.7	14	0.2	6	0.1	7	0.1
うち建設業	94	1.4	466	6.3	841	10.5	899	9.8	1,039	10.1	887	9.0
うち製造業	339	4.9	2,229	29.9	2,940	36.9	3,580	38.8	3,538	34.3	3,202	32.6
第3次産業	1,668	24.1	2,489	33.4	3,233	40.5	4,051	43.9	5,149	50.0	5,391	54.8
うち卸売・小売業	680	9.8	903	12.1	1,236	15.5	1,527	16.6	1,796	17.4	1,841	18.7
うちサービス業	514	7.4	849	11.4	1,083	13.6	1,519	16.5	2,073	20.1	2,445	24.9

資料：国勢調査

御嵩町の産業構造としては、1960年代に第1次産業から第2次産業、1990年代に第2次産業から第3次産業へとシフトしているが、主要産業としては、輸送用機械やプラスチック製品、窯業・土石製品などの製造業となっており、総

### 1-2 亜炭産業の変遷

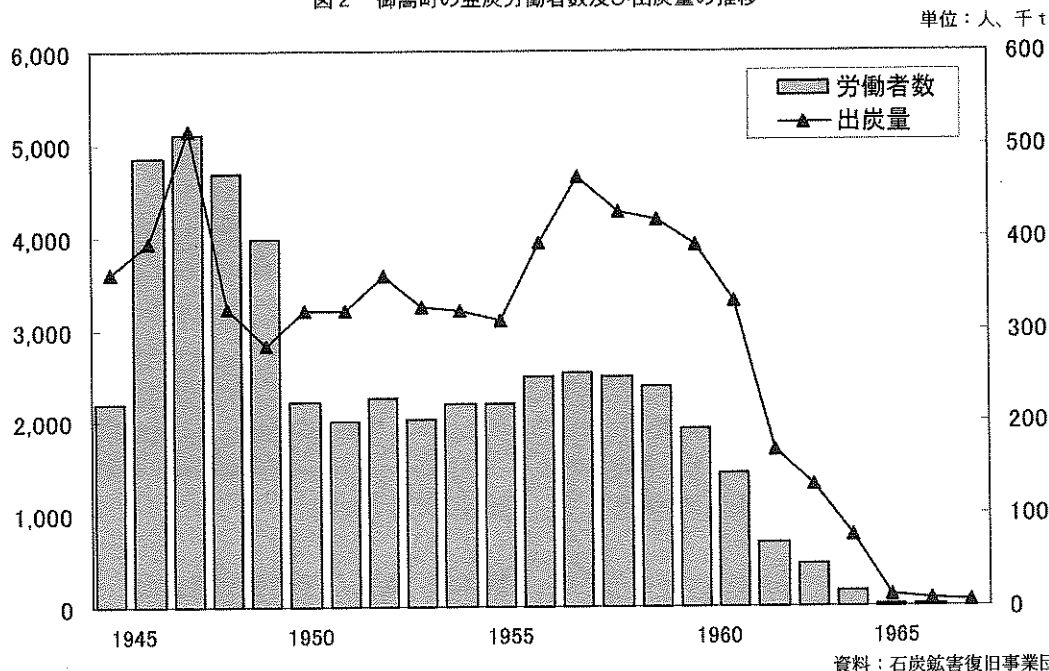
御嵩の亜炭<sup>※2</sup>は、「2人の地元民が、1869年に四国巡礼から帰路の際、大阪港で荷揚げされていた「燃える黒い石（石炭）」に関心をもち、自宅裏山に露出していた黒い石（亜炭）を掘り

出し、石炭と同様の高い燃焼性を確認し、事業化を目指したことが発端とされている。明治～昭和初期にかけては、家庭や製糸工場、浴場等の燃料として使用されるなど、亜炭鉱山は細々と採掘されていたが、1937年日華事変の勃発以降、石炭の代用燃料・補助燃料として注目され、戦時中には繊維や製薬、酒造等の大工場や軍需工場、戦後には繊維や陶磁器、食品産業など東海・北陸地方の基幹産業の重要なエネルギー源として、炭鉱数が急増している。特に、戦後復興期（1950年代）に最盛期を迎えており、炭鉱数は最大138鉱（1952年）を数え、出炭量は約51万トン（1947年）、労働者は5,104人（1947年）を記録し、一時は全国の亜炭生産量の約43%を占めるなど、御嵩は「亜炭の町」として隆盛を極めている。

低く、灰分・水分が多い欠点がある一方、採掘が容易であり、販売価格は1/3程度であり、戦後のエネルギー不足のなかで、容易に入手できる燃料であったことがあげられる。一方、供給面としては、①当時の御嵩は農村地帯であり、比較的労働力に恵まれていたこと、②亜炭層は地表より浅いところにあり、小資本・労働力でも容易に参入できたことがあり、当時の資料によると、深さ50m以内の炭鉱が約78%、動労者50人以下の炭鉱が約80%を占めるなど、零細規模の炭鉱が大部分を占めていた。

しかし、御嵩の亜炭産業は、1957年に2度目のピークを示して以降、急速に衰退し、1968年には完全閉山に至っており、約百年余りの歴史に幕を閉じることとなった。この背景としては、石炭や亜炭など固体燃料から重油などの液体燃

図2 御嵩町の亜炭労働者数及び出炭量の推移



このように、御嵩の亜炭産業が、戦後復興期に急成長した理由としては、需要面としては、①主要な石炭産地は北海道や東北、九州であり、石炭産地から遠い中京工業地帯（陶磁器・繊維・化学・食料等が中心）のエネルギー源として求められたこと、②亜炭は石炭に比べ、発熱量が

料への燃料革命が進展し、需要が大幅に減少する一方、戦後の乱掘や無計画な採掘により、掘り尽くしや通気・連絡坑道の確保不能、坑内水の増加など負の連鎖反応を引き起こし、労働力不足や販路減少に加えて、最終的には落盤や坑内崩壊が増加するなど供給側の不備・欠落によ

り、休山・閉山に追い込まれることとなった。

以上のとおり、御嵩の亜炭産業は、日本の近代化や工業化、度重なる戦争による需要増加を背景として、大きく成長したが、石炭から石油へのエネルギー革命を契機として、急速に衰退するなど、全国の石炭産業とほぼ同様の歴史を辿っている。しかし、1960年代当時、亜炭に依存していた御嵩の地域経済は、大変厳しい時を迎えるだけでなく、北海道や九州などの石炭鉱脈と異なり、御嵩の亜炭は、一般に地表から浅い部分にあり、市街地や住宅地を含む全町面積の1割以上で採掘されたため、落盤や陥没により、人家や農地などに被害を及ぼす「亜炭鉱害」が発生するなど、大きな負の遺産を残すことになった。

### 1-3 亜炭産業依存からの脱却

基幹産業である亜炭産業の急速な衰退に直面した御嵩町では、1959年に「工場誘致条例」を制定するとともに、公共用地や公共施設を企業誘致に有効活用する一方、1962年には「中濃地区低開発工業地域」（関市・美濃加茂市・可児市・富加町・坂祝町・川辺町）の指定を受けるなど、新たな産業振興策として、積極的な企業誘致活動を展開している。特に、平芝地区の丘陵地を工業団地として開発する構想が計画され、1965年に「平芝工業団地」（1976年工場適地、1981年工業専用地域指定）として、国（旧通商産業省）の指定を受けて以降、第3期にわたり丘陵地に約30haを開発し、企業誘致を推進したこともあり、約10年間で18社の企業が町外から進出している。

「平芝工業団地」は、中京圏からやや遠く、工業団地内で取水が困難であるなど、多くの不利な条件を抱えていたが、国に指定された背景としては、①国内でも有数の亜炭産地であり、多数の炭鉱離職者を抱え、新たな雇用の受け皿として期待されたこと、②工業低開発地域であるが、将来的には工業化が予測されており、地価抑制や工場の地方分散などにつながることで、③市街地から離れた丘陵地であり、進出企業の騒音や煤煙等による公害問題の影響を受けない位

置にあったこと、④工業団地開発は、平坦地を優先し、丘陵地の掘削は必要最小限にし、可能な限り自然景観を保つ計画であったことがあげられる。

また、「平芝工業団地」は騒音や煤煙等に配慮し、森林に囲まれた緑あふれる工業団地として開発される一方、全国各地で発生した公害問題や環境破壊に対応し、1972年に進出した企業18社と、県下で初めて、「まちぐるみ、工場ぐるみ」で「公害防止協定」が結ばれており、積極的な企業誘致策と併せて、町独自で住民生活や環境などに配慮した取り組みが、率先して実行されていることも注目される。

以上のとおり、御嵩町では、亜炭産業の急速な衰退に対応し、積極的な企業誘致という地域産業政策を展開し、鉱業から製造業への円滑な基幹産業の構造転換につなげている。この背景としては、第1としては、亜炭産業の衰退に危機感を持った町が、近隣地域によりもいち早く企業誘致及び工業団地開発を積極的に展開したこと、第2として、高度成長期後半にあたり、全国総合開発計画の拠点開発構想（1962年）や第2次総合開発計画のネットワーク構想（1969年）など、工場の地方分散化を促進する国主導による地域開発政策が展開されていたこと、第3として、御嵩町は低工業地域であったが、国のエネルギー革命に伴う石炭・亜炭地域の救済策の一環として、工場の地方分散化のモデル地域として、早期に国の指定及び優遇措置を受けられたことが、亜炭産業依存からの脱却できた要因と分析される。

## 第2章 新たな工業団地開発と企業誘致の展開

### 2-1 新たな工業団地開発の推進

1980年代に入り、御嵩町においては、積極的な企業誘致により、基幹産業となった製造業の従業員数や製造品出荷額は着実に増加していたが、その内訳をみると、依然として零細・中小事業所が大半を占めており、事業所数は減少するなど、非常に景気変動に左右されやすい産業構造となっていた。特に、陶磁器産業（窯業・

土石製品製造業)が、町全体の約5割を占めており、経済のグローバル化が進展し、完全変動相場制の導入やオイルショック、円高の急進などが負の影響を与え、厳しい経営環境にさらされていた。

また、「平芝工業団地」は、町有地を工業用地として造成し、企業に提供する「先行造成分譲方式」ではなく、町有地を直接売却し、企業自らが造成する「未造成分譲方式」で推進されてきた。しかし、進出企業には、自由に造成できる反面、許認可等の手続きが煩雑で時間を擁することに加えて、余剰地もできるため、用地取得費用が最終的には割高となってしまうなど、企業ニーズに合致しない方式となっていた。

さらに、工業団地内の道路沿いには、概ね企業が立地した状況にあり、新たな企業が進出する場合には、自ら取付け道路を整備する必要があるなどの理由により、「平芝工業団地」への企業誘致は停滞している状況にあった。

このため、御嵩町では、「自然と歴史に調和した活力ある産業文化都市」を将来像とする第2次総合計画(計画年度:1985年~1995年)を策定し、「産業・経済の振興」を重点課題に設定するとともに、特に若年層の町内定着化や地域経済の発展などを通じて、町全体を活性化するため、工業団地整備及び優良企業の誘致を最重要課題に位置付け、「緑に包まれた工業団地」と名

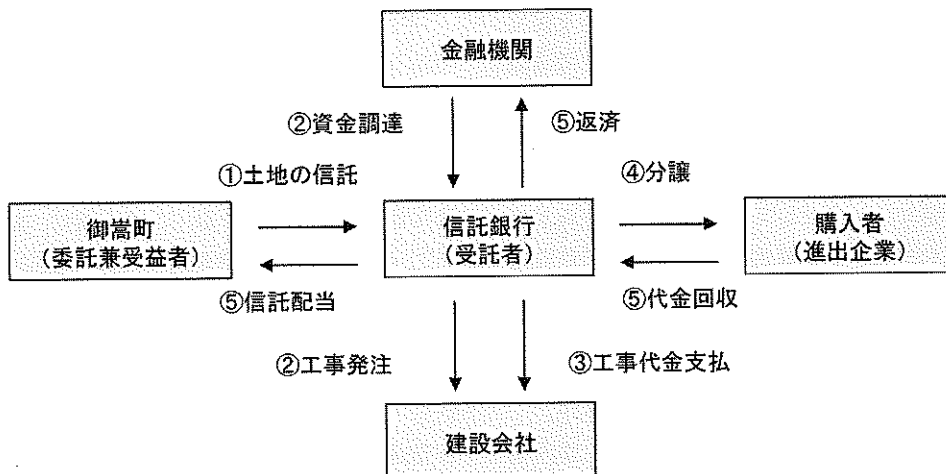
付けられた「御嵩町工業団地基本計画」を策定し、従来の平芝工業団地の「未造成分譲方式」とは異なり、自然・生活環境と調和した新たな工業団地(以下、「グリーンテクノみたけ」と呼ぶ。)を造成し、積極的な企業誘致を展開する「先行造成分譲方式」による産業振興策を推進していくこととなった。

## 2-2 新たな民間活力による企業誘致方式の導入

こうした状況の下、「グリーンテクノみたけ」の開発方式としては、「公有地の土地信託方式」<sup>\*3</sup>(以下、「土地信託方式」と呼ぶ。)による工業団地開発という、当時、全国的にも非常に珍しい民間活力による開発方式を導入している。土地信託方式は、1986年に地方自治法が改正され、地方議会の議決を経るとともに、その運用の適正を期すために国の事業計画の了解を得ることにより、実現可能となった新たな地域開発手法である。

この制度は、1980年代に入り、円高と日米貿易摩擦へ対応し、内需主導型経済構造へ転換するため、規制緩和を通じて、民間資本による地域開発を促進する国の経済構造調整政策の一環として制度化されたものであり、民間企業を地方自治体の土地開発公社に近い存在に位置付け、収益性・採算性ばかりでなく、将来的な経済性・

図3 「グリーンテクノみたけ」の土地信託方式



資料：御嵩町

地域活性化の観点から、公有地にも土地信託方式を適用・拡大した民間主導型地域開発誘導策であった。

「グリーンテクノみたけ」の土地信託方式としては、町が第三者に土地の造成・分譲を委託し、受託者はこの結果得られた分譲収入から工事費用・信託報酬・借入金利子などの諸経費及び借入金を差し引いた収益を、信託配当として委託者に交付するものであり、町が委託者であり、受託者は三井信託銀行（現在は中央三井信託銀行）であり、土地信託方式による工業団地開発は、三井信託銀行としては、北海道恵庭市に次いで2番目の事例であったが、現在においても、全国的に導入実績がほとんどない方式となっている。

御嵩町が土地信託方式を選択した背景としては、この国主導の地域開発政策が制度化を目指していた時期と、ほぼ同時期にグリーンテクノみたけ開発計画が検討されていたことに加えて、プロジェクトの事業規模が大きすぎるため、町又は町土地開発公社による開発方式は、財政負担や人員体制など様々な制約から実施不可能な状況にあるとともに、県土地開発公社による開発方式は、県内で希望する市町村が多く、順番待ちの状況であり、公的機関が実施主体となる工業団地開発は、早期に実現不可能な状況にあった。

また、民間企業による土地信託方式を活用した場合、①工業団地開発においては、町の財政負担の軽減や人員面の節約をしながら、民間の資金やノウハウ等を利用した事業推進が実現できること、②県内の工業団地開発及び企業誘致の実施主体は、主に県土地開発公社及び県であったため、近隣地域にはない民間企業の情報力やノウハウ等を活用した誘致効果が期待できること、③経営リスクとして、民間企業は造成工事費用の未回収による経営損失及び信託業務の信用喪失につながるため、危機感を持って企業誘致を推進することが期待できるなど、民間活力及び企業誘致、経営リスクの3つの側面から大きな効果を生み出すことが期待されていた。

外来型地域産業政策の代表例である工業団地開発及び企業誘致による産業振興策は、工業団

地開発は県土地開発公社が事業主体となる一方、企業誘致は県及び地元市町村が連携して推進する方式、又は国の外郭団体が事業主体となり、工業団地開発及び企業誘致を推進する方式が通例であるが、御嵩町では土地信託方式という民間活力を活用した新たな地域産業振興策を導入することにより、小規模市町村では実施不可能な大規模な工業団地開発を推進する一方、民間企業と行政との連携により企業誘致を推進するという、国や県に依存しない、全く前例のない独自の地域産業政策を展開することとなった。

### 2-3 新たな工業団地の完成と 企業誘致の展開

「グリーンテクノみたけ」の開発事業は、1987年に自治省（現総務省）と協議・了承を得るとともに、翌年に議会の議決を経て、1989年に三井信託銀行と10年間の土地信託契約を交わし、プロジェクトが開始されることとなった。その後、計画変更や保安林の解除、都市計画法の開発行為など、許認可手続等に約5年間が費やされ、当初の計画より大幅に遅れることとなった。さらに、1995年に許認可が完了し、フジタ・熊谷組・鉄建・佐藤工業のゼネコン4社からなる共同事業体により、工業団地開発の造成工事が開始され、1997年に造成工事が完了しており、最終的に、プロジェクトの企画から造成工事完了に至るまでの開発期間は、約10年間（1987～1997年）を経過することとなった。

「グリーンテクノみたけ」の開発面積は約91haであり、その内訳は工業用地約40ha、緑地・造成森林・グランド・公園・町道約51haとなっており、受託者である三井信託銀行が投じた工業団地の総事業費は約98億円（うち、工事関係費約70億円）に達している。この事業は、まさに、バブル経済絶頂期に計画された巨大プロジェクトであったが、その完成は、1990年後半の平成不況期となっており、多くの企業がバブル期の負の遺産を整理し、国内への新規投資は抑制される一方、投資は主に海外に向けられるなど、企業誘致の開始時期としては、タイミングがあまりにも悪く、「不運の工業団地」とも呼ばれる

こととなった。

一方、「グリーンテクノみたけ」への企業誘致活動としては、造成工事に着手した1995年から展開されたが、バブル経済崩壊後の不況期に当たり、一時期は企業から全く引き合いがないなど、大変苦勞する時期を経験している。特に、分譲開始から約5年を経過した時点(2003年)において、土地信託会計としては、約50億円近くの債務残高が残っており、最悪の場合には、町の「負の遺産」になりかねない状況にあった。

しかし、「グリーンテクノみたけ」への誘致期間(1995年～2006年)における長期にわたる積極的な企業誘致活動を展開した結果、最終的には、全ての分譲地を14社が購入し、現在では、

御嵩の産業・経済の中心的役割を果たすこととなっている。

### 第3章 「グリーンテクノみたけ」の成功要因と波及効果、課題

#### 3-1 「グリーンテクノみたけ」への誘致成功要因

最初に、「グリーンテクノみたけ」への誘致期間における国内の企業立地状況としては、バブル経済崩壊後の長引く不況のなかで、長期にわたり低下傾向にあったが、2000年代前半以降に、増加傾向に転じている。この背景としては、(社)日本機械工業連合会の報告書<sup>\*4</sup>では、第1として、国内の製造業がバブル期の「負の遺産」を

表2 「グリーンテクノみたけ」の開発経緯

年月	開発経緯	
1986. 6	地方自治法の改正 (公有地の土地信託が可能となる)	開発期間
1987. 3	自治省と協議 (公有地の土地信託手法による工業団地造成)	
1987. 11	自治省連絡協議会で了承	
1989. 10	三井信託銀行㈱と土地信託契約の締結 (信託期間 1998年10月31日まで)	
1990. 4	保安林解除事前相談 (事業計画 ○事業区域 76ha ○工場用地 24区画)	
1990. 11	岐阜県の斡旋により、(自動車生産ライン) 工場用地として再度事業計画の変更	
1993. 3	自動車工場進出断念の申出	
1993. 7	事業計画を工場計画時の3区画より4区画に変更	
1995. 1	開発事業造成工事請負契約 (フジタ、熊谷組、鉄建、佐藤工業、4社JV) ※ゼネコン4社においては、各社ごとに「買取保証に関する覚書」締結	
1995. 2	造成工事着手	
1997. 12	造成工事完了	誘致期間
1998. 5	A区画分割工事着手	
1998. 8	A区画分割工事完了 (A区画→11区画) 分譲開始	
1998. 10	信託期間の変更契約 (議決) (2001年10月31日まで延長) (1998年度) 進出企業 (4社) (1999年度) 進出企業 (3社)	
2000. 3	C区画分割工事着手	
2000. 8	C区画分割工事完了 (C区画→8区画) 分譲開始 (2000年度) 進出企業 (2社)	
2001. 10	信託期間の変更契約 (議決) (2004年10月31日まで延長) (2001年度) 追加購入 (1社) (2002年度) 進出企業 (1社)	
2004. 10	信託期間の変更契約 (議決) (2007年10月31日まで延長) (2004年度) 進出企業 (2社) (2005年度) 進出企業 (2社)、追加購入 (2社)	
2006. 3	信託期間の変更契約 (議決) (2008年4月1日まで延長) ※2005年度中に「グリーンテクノみたけ」の分譲は100%完了	

資料：御嵩町

リストラシ、「選択と集中」による企業戦略を明確化したこと、第2として、世界的な同時好況の下で自動車・デジタル製品等の国内・海外需要が急速に伸び、生産増強が必要となり、設備投資を活性化するという好循環を背景として、国内立地の増加につながったと分析している。こうした時代情勢を背景としながら、「グリーンテクノみたけ」への誘致成功要因を分析すると、次のとおりとなる。

(1)土地の優位性

「グリーンテクノみたけ」の造成工事が完了時点(1997年)は、平成不況期にあり、分割されていた3区画(宅盤)の面積が大きすぎたため、企業から引き合いがほとんどなかった。このため、1998年及び2000年に、2区画をそれぞれ11区画、8区画に分割し、新たに道路を敷設するなど、柔軟に区画形状を変更し、進出企業ニーズに応じた分譲地を用意できたことにより、早期に9社を誘致することにつながっている。

また、2003年以降、国内外の旺盛な需要に対応し、生産増強を求められた自動車関連の大規模工場が相次いで進出しているが、当時、県内で広大な土地を提供できる工業団地としては、表3のとおり3箇所(土岐プラズマリサーチパーク、グリーンテクノみたけ、関テクノハイランド

ド)に限られており、進出企業の投資コスト削減につながる分譲価格も近隣の工業団地に比べて安価な状況にあった。

さらに、「グリーンテクノみたけ」では、住宅地とも離れており、騒音等の問題もなく、3勤務体制による24時間操業の生産体制が確保できることに加えて、東海地震や東南海地震など大地震の発生が危惧され、リスク分散として工場移転が検討されるなかで、地盤も比較的固く、活断層もないなど、生産増強面や危機管理面からも工場移転に対応できる土地の優位性を持っていた。

このように、経済情勢に柔軟に対応し、進出企業ニーズに合致した土地の形状や安価な分譲価格の設定、生産増強や危機管理への対応など、様々な側面から土地の優位性があったことが、多種・多様な企業誘致に結びついている。

(2)交通の利便性

「グリーンテクノみたけ」の交通アクセスとしては、もともと、中央自動車道土岐ICから約15分と比較的良好な状況にあったが、愛知万博の開催に合わせて、2005年3月に東海環状自動車道と可児御嵩ICが開設したことにより、東海・北陸地方への交通アクセスが飛躍的に向上している。特に、東海環状自動車の開通時に進出し

表3 岐阜県内における主な工業団地の分譲状況

工業団地名	市町村名	事業主体	2005年 (ha)	2009年 (ha)	最大面積 (㎡)	最小面積 (㎡)	分譲価格
土岐プラズマリサーチパーク	土岐市	(独)都市再生機構	105.9	105.9	93,000	-	39,937円/㎡
グリーンテクノみたけ	御嵩町	信託(中央三井信託銀行)	91.0	90.9	61,445	7,172	20,535~31,133円/㎡
関テクノハイランド	関市	県土地開発公社	76.4	76.4	66,550	998	30,800円/㎡
瑞浪クリエーションパーク	瑞浪市	(独)中小企業基盤整備機構	26.3	23.3	20,560	2,248	20,540~27,870円/㎡
美濃加茂蜂屋台	美濃加茂市	中部台地土地区画整理組合	15.0	32.0	23,000	8,030	30,000円~/㎡
滝田工業団地	富加町	町土地開発公社	8.9	8.9	49,944	17,674	27,904円/㎡
フロンティアリサーチパーク	多治見市	多治見市	3.4	3.4	17,666	8,987	31,000~39,000円/㎡
可児柿田流通・工業団地	可児市	民間(株)センサー		26.8			
土岐アクアシルヴァ	土岐市	民間(有限 土岐アクアシルヴァ)		101.4			
テクノプラザ2期	各務原市	県土地開発公社		33.0			
テクノプラザ3期	各務原市	市土地開発公社		15.0			
二野工業団地	可児市	民間(株)三恵技建開発		29.6			
土岐南テクノヒルズ	土岐市	民間(土岐南テクノヒルズ開発(株))		16.0			
恵那テクノパークⅢ	恵那市	県土地開発公社		11.2			
山吹テクノパーク	多治見市	県土地開発公社		30.8			
合 計			328.9	604.6			

資料：岐阜県商工労働部資料をもとに、一部を筆者が調査し、作成



た企業5社のうち、4社は愛知県三河地域からの自動車関連企業であり、高速道路開通による交通アクセスの向上効果として、自動車部品の生産拠点の立地を促進したことがわかる。

また、新たに工場を立地する場合、進出企業は用地や建物・設備など投資コスト削減に加えて、取引先や市場等への近接性や利便性のある場所に立地し、搬入時間の短縮や輸送コストを軽減し、生産体制の効率化や製造コスト削減につなげることも重要視している。国土交通省中

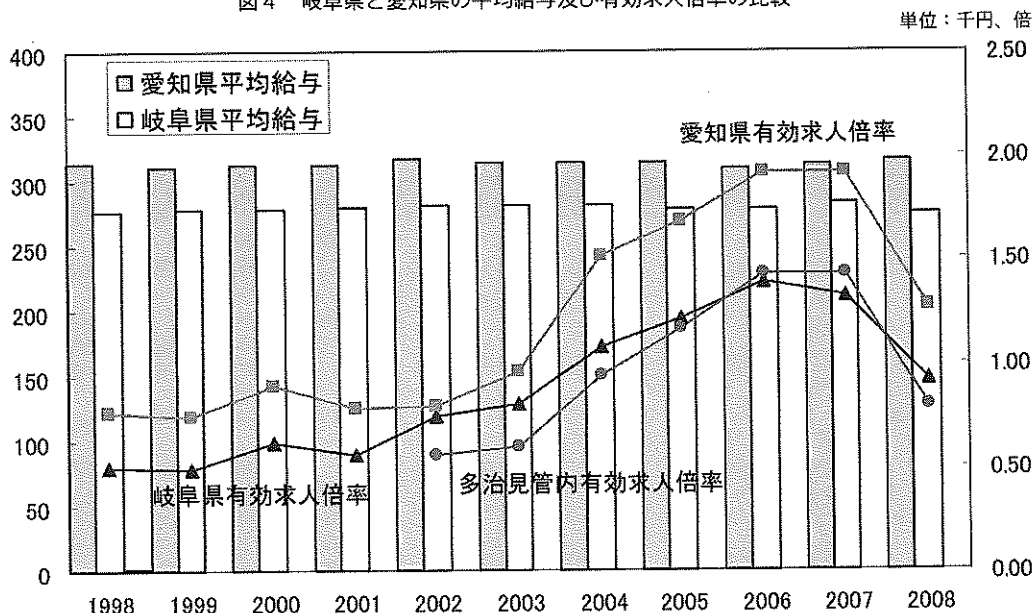
部地方整備局作成資料<sup>\*5</sup>には、そのことを示した具体的な事例として、「グリーンテクノみたけ」へ進出した3社が下記のとおり紹介されている。

### (3)労働力の確保

「グリーンテクノみたけ」への誘致期間における雇用情勢をみると、愛知県内では、2000年代初頭以降、自動車関連産業を中心とした好調な企業活動を背景として、労働市場が活発化して

- ①外食産業A社は、中部地方の各店舗への配送は、関東・関西の工場がカバーしていたが、中部地方の店舗数増加により、東海・北陸地方へのアクセスの良い「グリーンテクノみたけ」に進出し、中部地域9県129箇所へ毎日配送することが可能となっている。特に、東海環状自動車道の開通後は、工場から各店舗への配送時間が短縮し、より効率的な配送が可能になるとともに、複数のルート選択が可能となったことから到着時間の信頼性が向上したとしている。
- ②豊田市内の組立工場に自動車部品を納入しているB社は、「グリーンテクノみたけ」に進出したが、東海環状自動車道の開通後は、片道2時間の所要時間が1時間に短縮され、使用する貨物車を4台から2台に、運転手を8人から4人に削減することが可能となり、年間4千万円の物流コストの削減を実現している。
- ③D市内に立地していた自動車部品メーカーC社は、東海環状自動車道の開通後、「グリーンテクノみたけ」に進出したが、D市内までは約45分であり、定時制も確保されるため、市内の部品工場と同様に指定時刻に多頻度の納品が可能となっている。将来的には、第2工場を稼働させ、生産機能の移転、集約を進め、D市内の物流センターを経由することなく、直接納品を可能とさせることにより、配送コスト削減を目指している。

図4 岐阜県と愛知県の平均給与及び有効求人倍率の比較



資料：厚生労働省

おり<sup>※6</sup>、有効求人倍率は全国最高水準となっていた。特に三河地域では、期間工や派遣などの職種では2倍を超えるなど、人材確保が非常に困難な状況にあった。

一方、御嵩町の周辺地域では、2000年代中頃まで、雇用面で大きな割合を占めていた陶磁器産業が大幅に衰退する一方、新たな企業立地があまり進展しておらず、雇用環境は大変厳しい状況にあった。しかし、給与水準としては、愛知県内に比べて1割以上安く、御嵩町から自動車通勤30分圏内には、約40万人以上の人口規模があり、県境を越えた場合には、賃金は比較的安く、労働力も豊富であるなど、進出後に魅力的な労働力を確保しやすい状況にあった。最終的に、「グリーンテクノみたけ」へ進出を決定した企業14社のうち、県外からの進出企業は11社、うち愛知県からは7社を占めており、労働力確保面からも比較的有利な状況であったことがわかる。

さらに、御嵩町では、「グリーンテクノみたけ」の分譲にあたり、環境及び地域活性化のため、「公害を出さない企業」、「研究開発型の企業」、「地元雇用をする企業」の「誘致三原則」を掲げて企業誘致を推進しており、特に地元雇用を促進するため、町広報紙等を通じて、従業員を積極的に募集するなど、官民一体となった地元人材確保対策の積極的な取り組みも誘致インセンティブにつながっている。

(4) 企業誘致に向けた支援体制

御嵩町の企業誘致体制としては、1998年に「企業立地推進室」を設置し、専任職員を2名配置するとともに、積極的な企業誘致活動に加えて、進出企業の事務負担軽減や立地に関する許可、各種手続きの迅速化を進め、操業につなげる事務手続きのワンストップサービス体制を確立している。

また、誘致担当者は約十年間にわたりこの業務に携わり、時には県や他の自治体担当者とも競合しながら、町単独で多くの企業との深い信頼関係を築き、誘致成功に結びつけている。特に、大規模工場を移転する場合、企業側もプロジェクト体制を組織し、約3～5年をかけて検討を進めることもあり、長期間にわたる信頼関係や担当者の人間的な魅力、経験・実績も大変重要な要素となっている。

また、従来からの御嵩町工場誘致条例（1982年制定）を全面改正し、新たな工場誘致条例を1998年に制定し、誘致インセンティブとなる財政面での奨励措置を講じている。具体的には、一定期間の固定資産税相当額分に相当する工場設置奨励金と地域住民を従業員として雇用した場合に給付される雇用促進奨励金からなる町独自の工場誘致奨励金を制度化し、周辺地域とも遜色のない進出企業支援制度を創設し、企業誘致につなげている。

以上のとおり、「グリーンテクノみたけ」への

表4 御嵩町工場誘致奨励金の内訳

名 称	適 用 要 件	内 容
工場誘致奨励金	新設	工場設置奨励金 固定資産税相当額 (償却資産は機械及び装置に限る) 操業開始後3年間 (平成21年9月30日までに指定した事業者に限り5年間(4年目、5年目は1/2))
	①投下固定資産額 1億5,000万円以上 ②従業員 30人以上 (中小企業)	
	①投下固定資産額 7,500万円以上 ②従業員 10人以上	雇用促進奨励金 平成21年9月30日までに指定した事業者に限り、新たに雇用した町内在住従業員一人当たり10万円(5人以上、中小企業は3人以上)を3年間交付(上限500万円)
	増設・移設	
	①投下固定資産額 1億円以上 ②従業員 15人以上 (中小企業)	
	①投下固定資産額 5,000万円以上 ②従業員 5人以上	

資料：御嵩町

企業誘致の成功要因としては、戦略的な地域産業政策の成果というよりは、2000年代初頭の世界的な景気回復のもと、平成不況期から徐々に回復し、生産増強を求められた企業が、有利な立地条件を模索するという経済情勢の変化のなかで、安価で広大な土地や労働力を提供でき、東海環状自動車道の開通により交通アクセスが飛躍的に向上する一方、企業誘致に向けた専任・支援体制を確保し、熱心な誘致活動を展開するなど、多面的かつ複合的な側面からプラス要因が重なり、最終的に分譲地完売へと結びつくことができたと分析できる。

### 3-2 「グリーンテクノみたけ」への企業誘致に伴う波及効果

次に、「グリーンテクノみたけ」への企業誘致に伴い様々な波及効果を生み出しており、①地域経済、②地方財政、③地域社会の3つの側面からその具体的な効果を検証する。

#### (1) 地域経済への効果

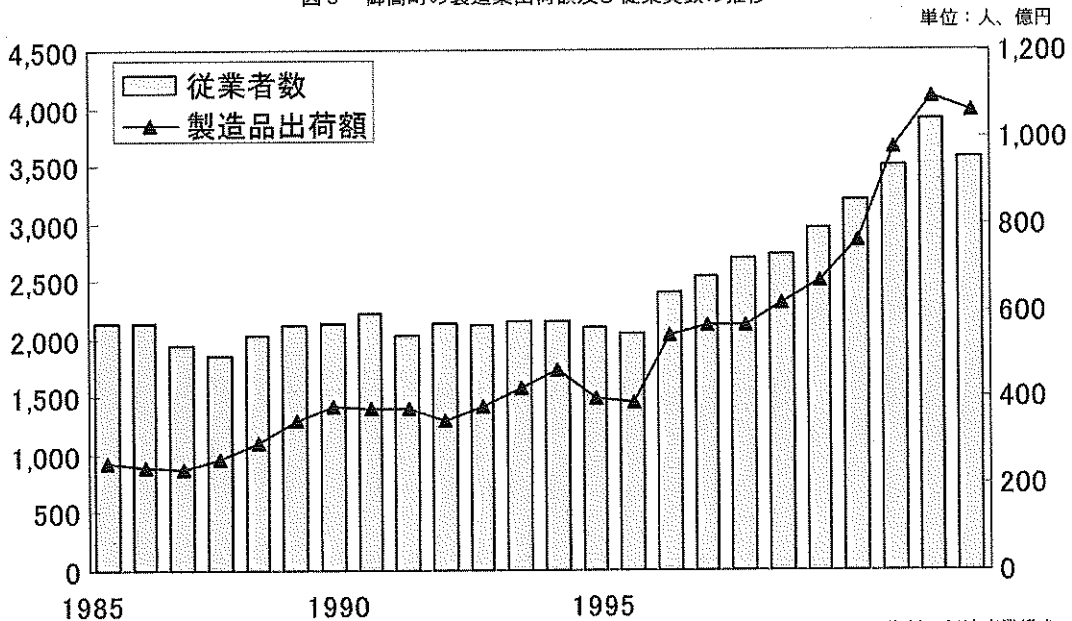
「グリーンテクノみたけ」への企業誘致効果としては、進出企業の生産増大や雇用の拡大など、地域経済への直接的な効果を生み出している。

1990年代までは、亜炭産業の衰退に対応し、平芝工業団地を中心とする積極的な企業誘致を進め、鉱業から製造業への基幹産業の転換を果たし、製造品出荷額は順調に上昇してきた。しかし、従業員数は1980年代に約5割を占めていた陶磁器産業が、中国などの海外企業等との競合により、廃業や撤退に追い込まれるなど、産業構造の転換もあり、ほぼ横ばい状況にあった。

しかし、2000年代初頭に入り、「グリーンテクノみたけ」へ進出した企業が操業を開始されたことに伴い製造品出荷額は、再び大幅な伸びを示し、最近10年間(1998~2008年)では約2.7倍に急増するとともに、2007年に1,000億円を突破するなど、県内でも有数の「ものづくりの町」へと変貌している。さらに、停滞していた従業員数についても、2008年には「グリーンテクノみたけ」への進出企業内で1,000人以上が新たに雇用され、最近10年間で約1.7倍に急増している。

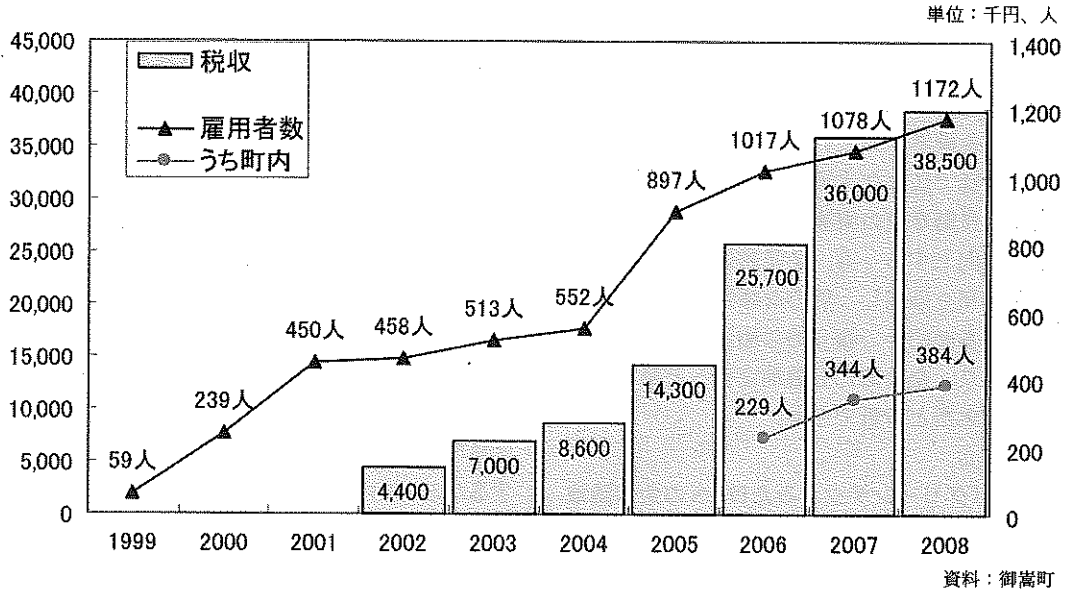
このように、バブル期以降、平成不況期に至るまで、御高の地域経済は、ほぼ横ばい状況にあったが、積極的な企業誘致効果により、地域経済の活性化及び雇用の増大が創出されたことがわかる。

図5 御高町の製造業出荷額及び従業員数の推移



資料：経済産業労働省

図6 「グリーンテノみたけ」における従業員数及び税収の推移



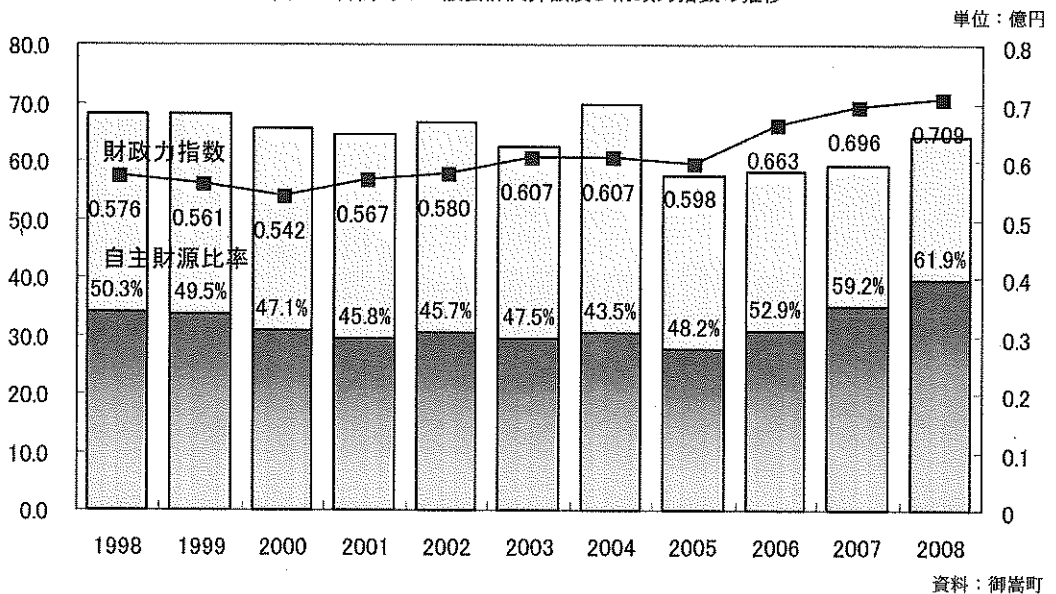
(2) 地方財政への効果

「グリーンテノみたけ」への進出を通じて、法人事業税や住民税・固定資産税など税収増加の効果を生み出しており、地域福祉の向上や地域課題の解決に向けた公共サービスの供給力を高めることにつながるなど、地方財政への直接的な効果を生み出している。

「グリーンテノみたけ」への進出企業におけ

る税収効果としては、1998年に企業が進出以降、図6のとおり町の税収（固定資産税+町民法人税）は、順調に増大しており、2008年度には約4億円の税収効果を生みだしている。この結果、主な自主財源である町税収入は大幅に増大しており、約60億円の財政規模を維持しながら、財政健全度を示す財政力指数や自主財源比率は2005年以降大きく上昇している。

図7 御嵩町の一般会計決算額及び財政力指数の推移



近年、小泉政権の構造改革における「三位一体改革」の推進により、地方交付税が大幅に削減され、県内の多くの自治体が厳しい財政状況に追い込まれ、市町村合併や強力な行財政改革を通じて、財政力を向上させているが、御嵩町は単独による町政運営の道を選択しながらも、企業誘致により、自主財源を確保し、財政力を向上させるとともに、中学生までの医療費無料化や県内一高い水道料金の引下げなど、町独自の新たな公共サービスの充実につなげている。

### (3) 地域社会への効果

「グリーンテクノみたけ」への企業誘致に伴う間接的な効果として、若者の定住促進や関連産業（卸・小売業や不動産業等）の活性化、町民所得の向上など、地域社会全体の活性化につながっている。

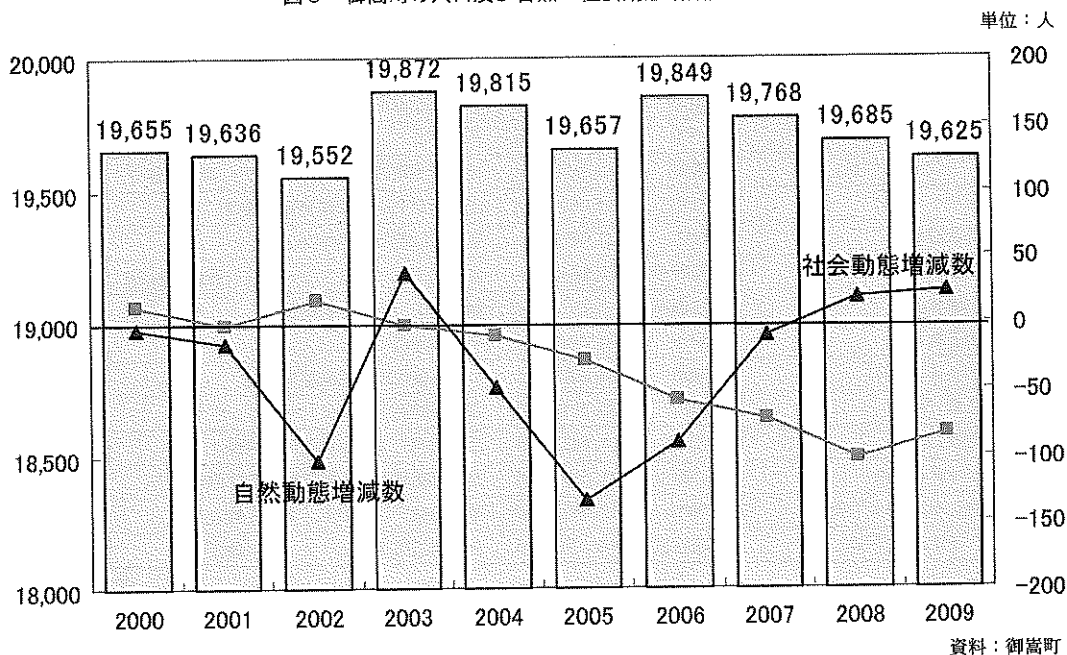
御嵩町の人口推移をみると、自然動態（出生数－死亡数）は、2003年以降、少子高齢化に伴い減少傾向が加速化している一方、社会動態（転入者－転出者）は、2005年以降上昇傾向にあり、2008年からはプラスに転じており、県内でもトップクラスの増加率を誇っている。

また、最近10年間（1999年～2009年）における年齢別人口をみると、高齢者が増加する一方、若年層は大幅に減少しているが、働き盛りの30歳代は増加しており、企業誘致に伴い雇用の場が確保されたことにより、通勤に便利な町内へ若者が転入していることを示している。県全体が人口減少社会に突入するなかで、御嵩町も少子高齢化に伴い減少傾向にあるが、若年層の転入により、人口減少に一定の歯止めをかけている状況にある。

さらに、町内への転入者増に対応して、民間住宅の新規着工戸数が大幅に増加するとともに、長期にわたり減少傾向にあった卸売・小売業の年間商品販売額が上昇傾向を示し、1人当たりの町民所得も増大するなど、企業誘致に伴う間接的な効果として、地域社会全体の活性化につながっている。

しかし、企業誘致に伴うプラスの効果ばかりでなく、町内への転入者の増加に加えて、町外からの通勤者も10年間（1995年～2005年）で800人以上増加しており、工業団地へ向かう道路では、朝夕の通勤ラッシュに伴う渋滞が発生するなど、マイナスの効果も生じている。

図8 御嵩町の人口及び自然・社会動態増減数の推移



### 3-3 「グリーンテクノみたけ」への企業誘致に関する課題

以上のとおり、町独自の外発型地域産業政策の展開による効果が生み出される一方で、今後の課題も浮上してきており、その内容を検証することとする。

(1) 世界経済に影響を受けやすい地域経済の形成  
積極的な企業誘致を通じて、特定企業や産業が集積した産業構造への転換は、景気変動の影響を受けやすく、地域経済における不安定要因を増大させている。特に、輸出志向型産業は、グローバル競争の下で、世界経済の動向に左右され、常に海外生産とも比較しながら、その優位性を維持することが求められる。

「グリーンテクノみたけ」では、「公害を出さない企業」「研究開発型企業」「地元雇用をする企業」の「誘致三原則」を掲げ、特定産業に特化しない誘致活動を展開しており、多種多様な業種の企業群を形成することになったが、時代的・地理的背景もあり、自動車関連産業を中心とする輸出志向型産業の割合が高くなっており、世界経済の影響を受けやすい地域経済へと変化している。

は、これまで順調に増加してきたが、2009年秋以降、リーマンショックを契機とした世界的な大不況のもと、正社員の継続的な雇用は確保されたが、派遣社員を中心とした非正規社員は大幅な雇用調整が実施される一方、町の法人町民税収入が約1億円以上減少するなど、地域経済や地域社会に大きな影響を及ぼしている。

これまでの信頼関係や企業奨励金などの優遇措置により誘致した企業においても、グローバルな経済競争の下では、地域事情はあまり考慮されないため、工業団地からの撤退や雇用調整が実施されることも十分に念頭に置きながら、進出企業が撤退しない魅力的な取り組みや、世界経済の影響を受けにくい地域経済構造へ誘導する取り組みが求められる。

#### (2) 内発的経済発展への対応の遅れ

御嵩町では、1960年代における亜炭産業の衰退以降、約半世紀にわたり、「平芝工業団地」や「グリーンテクノみたけ」に企業を誘致し、地域経済の活性化を図る外来型地域産業政策を積極的に展開してきた。この背景には、エネルギー革命や経済のグローバル化に伴い、衰退する特定産業（亜炭産業や陶磁器産業）に依存する地

表5 「グリーンテクノみたけ」進出企業の一覧

	企 業 名	本社住所	面 積	業 種	操業時期
1	尾濃化工工業(株)	御嵩町	6,627.31㎡	合成樹脂成形・加工・組立	H11. 1
2	(株)共進ペーパー&パッケージ	神戸市	10,167.48㎡	段ボール・シート、印刷紙器等製造	H10.12
3	エヌ・エス・ケイ(株)	御嵩町	10,887.90㎡	自動車用電装部品、(スイッチ)製造・組立	H11. 8
4	エヌビーエル(株)	大阪市	20,961.94㎡	防火壁材及び防火建築資材製造	H19.10
5	朝日沔過材(株)	土岐市	23,775.73㎡	活性炭製造及び再生加工業	H19.12
6	(株)すかいらーく	武蔵野市	22,564.17㎡	食品加工(バーミヤン・ガスト等店舗対応)	H13. 6
7	(株)小坂鉄工所	名古屋市	1,752.13㎡	航空機エンジン、部品加工	H19. 1
8	豊精密工業(株)	瀬戸市	82,816.80㎡	自動車部品、ディファレンシャルギア	H15. 8
9	船屋ティスコ(株)	知立市	28,290.90㎡	O A 機器用繊維構成部品製造	H17. 4
10	大豊岐阜(株)	豊田市	99,511.50㎡	自動車部品、エンジンベアリング	H17. 9
11	盟和産業(株)	厚木市	61,445.41㎡	合成樹脂による自動車内装部品	H18. 8
12	(株)ツルタ製作所	刈谷市	11,619.17㎡	自動車部品等の金属プレス及び溶接	H18. 8
13	(株)カトームテック可児	可児市	12,983.09㎡	車両部品プレス加工、溶接・組立	未操業
14	東洋ドライループ(株)	世田谷区	14,876.13㎡	自動車部品等のコーティング加工	未操業

資料：御嵩町

実際に、「グリーンテクノみたけ」の雇用者数 域経済を急速に変革し、その効果を短期的に生

み出す必要があったためである。

一方では、外来型地域産業政策を最優先してきた結果、農林業や商工業、観光業などの既存の産業的基盤や地域資源を活用し、創意工夫により地域産業を振興する内発的経済発展への対応が遅れた状況にある。現状では、農林業は小規模・兼業事業者が多く、特産物もあまりなく、産業として確立されていない一方、商工業は公共事業の大幅な縮小に伴う建設業の低迷や郊外大型店舗の立地に伴う中心商業地の空洞化など、既存の地場企業の産業転換が課題となっている。さらに、観光業は、中山道や鬼岩温泉など魅力的な地域資源が多数あるが、特色ある土産品がほとんどなく、観光客数は年々減少傾向にあるなど、周辺地域に比べて、内発的経済発展があまり見られず、個性と魅力ある地域づくりにつながる地域に根ざした産業創出が大きな課題となっている。

今後は、企業誘致による外来型地域産業政策に特化するだけでなく、世界経済の影響を受けにくい地域経済へ構造転換するためにも、地域資源を有効に活用し、既存の地域産業を活性化したり、地域に根ざした新たな産業を創出する内発型地域産業政策を展開し、産業の多様化を形成していくことが求められる。

### (3) 地域資源との相互連携に向けた仕組みづくり

進出企業の経済活動は、地域外の企業やグループ内の分業体制内で取引されるため、地域経済効果は限定的であるとされている<sup>\*7</sup>。しかし、「平芝工業団地」や「グリーンテクノみたけ」には、現在、多数の進出企業が幅広く活動しており、これらの経済活動効果を地域経済に最大限波及させるとともに、将来的に進出企業の撤退をくい止める仕組みづくりが重要な課題となっている。

御嵩町では、2007年に2つの工業団地内の27社(会員19社、賛助会員8社)で構成する「みたけ工業団地連絡協議会」を組織する一方で、定期的に工業団地連絡協議会と御嵩町商工会との意見交換会を開催するなど、進出企業間の相互連携及び進出企業と地域内企業との連携を図

る取り組みを推進しており、進出企業の地域内調達や地元採用の増大、社会貢献活動への参加など地域経済や地域社会との関係が強化されつつある。

このように、進出企業を地域資源として位置付けるとともに、地域内での採用や地域内企業への調達などを通じて、進出企業の現地化を推進するとともに、進出企業間や地域内企業との連携体制を確立し、地域内産業連関を一層強化する取り組みが求められる。

### (4) 民間活力による企業誘致方式について

「グリーンテクノみたけ」は、民間活力による土地信託方式を導入した新たな外来型産業振興策を展開しているが、工業団地開発及企業誘致の2つ側面から、その成果や課題を検証する。

最初に、工業団地開発については、総事業費は約98億円、特に民間資金による借入金残高は最大約75億円に達しており、一般会計の年間予算が約60億円である小規模自治体では、実施不可能な巨大プロジェクトを実現させている。また、役割分担としては、行政は事業全体の進捗管理や許認可手続き等に関わる一方で、民間主導で資金調達や土地の造成工事等が実施され、造成工事終了までは長期間を費やしたが、比較的順調に進捗している。

一方、ゼネコン4社の共同事業体は、信託会社から工事発注を受けて、工業団地を造成する一方、信託期間中に分譲できなかった土地を買取する債務保証となっていたため、厳しい経済情勢の下で、分譲があまり進まないばかりでなく、地価下落に伴う分譲価格の低下や共同事業体の1社が倒産するなど、一時期は債務返済の目途が立たなくなり、債務保証を巡って大問題となった。しかし、最終的に分譲地が完売へと結びついた結果、負債は大幅に縮小し、共同事業体が、約6億円以上を負担金として支払うことにより、全ての事業を完了することになった。このように、町及び信託銀行、共同事業体の3者が、非常に甘い将来見通しの下で、巨大プロジェクトは進められており、最も重要なポイントである経営リスク、特に失敗時における債務

保証に関する責任体制の不明確さが、重大な問題を引き起こしている。

次に、企業誘致については、土地信託事業の一環として、誘致宣伝・企業誘致活動費用は約9千万円投入されており、誘致宣伝活動としては、ダイレクトメールは20回にわたり約15万通を送付する一方、新聞広告は39回にわたり経済紙に募集広告を掲載するなど、町単独では決してできない大規模活動を展開している。また、3事業者からなる企業誘致委員会を組織し、定期的な情報交換を通じて、企業誘致活動を推進している。

しかし、最終的には、民間企業のネットワークにより企業誘致に結びついた成功事例としては、14社中残念ながら1社のみであり、全く期待はずれの効果しかなかった。特に、企業誘致活動は、債務保証を負った共同事業者と、土地信託形式で町有地を提供し、信託配当の見込みがなくなり、一時期は債務保証まで検討した御嵩町の2者が、最後まで危機感を持って取り組んだ成果であった。

以上のとおり、民間活力による新たな企業誘致方式としては、①民間企業のネットワークやノウハウ等の有効活用による事業推進、②誘致失敗による経営リスク回避の2つの側面から、企業誘致効果が期待されたが、工業団地開発では民間企業のノウハウが活用され、小規模自治体ではできない事業が推進できたが、企業誘致では民間企業のネットワークはほとんど機能しない一方、経営リスクでは将来見通しの甘さと債務保証の責任体制の不明確さが問題を引き起こすなど、様々な課題を残しながら、巨大プロジェクトを終了するに至っている。

#### (5) 地域産業政策の独自性・戦略性、投資回収性について

地域産業政策は、実効性が求められる一方で、長期にわたり展開していくため、単純に評価することはできないが、戦略性・独自性及び投資回収性の2つ側面から、町独自の地域産業政策を評価する。

御嵩町の外来的地域産業政策の特徴としては、民間活力による新たな企業誘致方式の導入に加えて、「平芝工業団地」では、県下で初めて、町と進出企業とで「公害防止協定」が結ばれるとともに、「グリーンテクノみたけ」では、①無公害、②研究開発型、③地元雇用の「誘致三原則」を掲げて企業誘致を図る一方、「みたけ工業団地連絡協議会」を組織し、新たな地域内産業連関を強化している。単純に企業誘致による地域経済の活性化を目標とするのではなく、地域住民の生活や環境を最優先に配慮しており、さらに進出企業を安定的に定着させ、地域経済に誘致効果を十分に波及させることを視野に入れるなど、戦略性・独自性のある取り組みが展開されている。

しかし、2つの工業団地が計画された1970～1990年代と現在では、経済情勢は大きく変化しており、これからの外来的地域産業政策は、激しいグローバル競争の下で、海外生産とも比較しながら、その優位性を保持することが求められており、地域の特性や強みを生かした産業集積を目指す戦略も持って、企業誘致を展開していくことが求められている。

一方、「グリーンテクノみたけ」では、公益信託方式による工業団地開発を実施し、町有地の信託配当として、約13億円を見込んでいたが、分譲地完売までに時間がかかり、土地の下落も続いたため、最終的に信託配当が支払われず、町有地を無償提供した形になっている。また、土地信託事業に含まれないインフラ整備（取付道路など）や誘致インセンティブとなる工場誘致奨励金が、企業誘致に向けた投資的経費となっている。

このため、これらの投資的経費（町有地の価格＋インフラ整備＋工場誘致奨励金）が、地方税収の増加分で最終的に回収できるかが、地方自治体として費用対効果となるが、御嵩町の場合は、あと数年で回収できる見込みであり、第3章第2項で紹介したとおり、これ以外の地域経済や地域社会にも大きな波及効果を生み出しており、投資回収性においても、プロジェクト全体は高評価に値するものと言える。



なお、今回のプロジェクトは、御嵩町がもともと広大な町有地を保有しており、土地信託方式を導入できたため、全て民間資金により工業団地開発を実現できているが、今後、公有地を持たない市町村において、外来型地域産業政策を展開する場合には、工業団地開発経費（土地購入費＋設計・造成費）も投資的経費に含まれるとともに、市町村が主体的役割を果たす工業団地開発においては、債務保証するケースが通例化しており、経済のグローバル化や厳しい財政状況の下で、その投資効果が十分に発揮し、実現できるかどうか、地域経済に本当に波及効果があるのかどうか、将来的な投資回収は可能かどうかなど、様々な観点から十分な検証がなければ、実現不可能な政策となってきた。

## おわりに

御嵩町の外来型地域産業政策の成功要因や波及効果等を検証する一方、今後の課題や政策上の問題点等を踏まえ、これからの外来型地域産業政策の方向性は、次のとおりとなる。

第1として、外来型地域産業政策は、地域社会の変化や波及効果を短期的に生み出すことが可能であり、魅力的な地域産業政策である一方で、経済のグローバル化や厳しい財政状況が進展する下で、以前に比べて、将来的な経済成長の見込みも厳しくなっており、非常にリスクの高い政策であることを十分に念頭に置いて展開していく必要がある。

第2として、外来型地域産業政策を展開する場合、多大な投資的経費が必要となるが、特に失敗した場合、実施主体の市町村自身が責任を負うことになるため、経済のグローバル化や厳しい財政状況の下で、投資効果や実現可能性、地域経済への波及効果、将来的な投資回収性など、多面的な検証を十分に実施してから、推進することが求められる。

第3として、外来型地域産業政策を展開する場合、土地の優位性や労働力の確保、交通アクセス、企業誘致に向けた支援体制が重要なポイントとなるが、特に企業誘致は、相互の信頼関係や魅力、経験・実績も大変重要な要素であり、

市町村において地域産業政策を立案し、実行できる組織と人材を確保することが求められる。

第4として、外来型地域産業政策は、世界経済の影響を受けやすく、変動の激しい地域経済へと変化させることもあり、特定企業や産業集積に特化するのではなく、地域に根ざした産業を育成・創出する内発型経済発展も含めた総合的な地域産業政策を展開し、産業の多様化を図りながら、自立した地域経済を形成していくことが求められる。

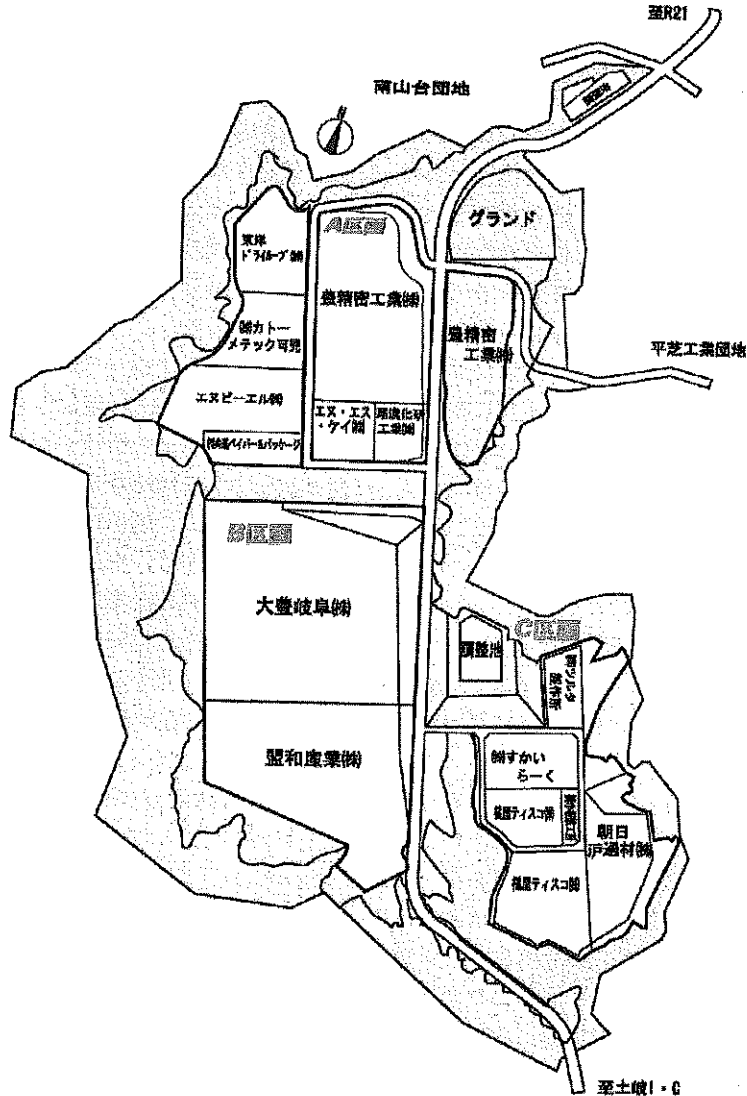
第5として、グローバル競争の下で、海外生産とも比較しながら、優位性を持つことが求められるため、地域の特性や強みを生かした産業集積を目指した戦略性を持って、企業誘致を展開するとともに、進出した企業を新たな地域資源として位置付け、進出企業の現地化を推進するとともに、進出企業間や地域内企業との連携を強化し、新たな地域内産業連関を形成し、地域経済基盤を強化する方策が求められる。

今回、外来型地域産業政策の代表事例として、御嵩町を紹介した背景としては、①亜炭廃坑問題や産業廃棄物処分場問題など、主に他地域の地域経済を支えるために生じた負の問題を抱え、全国的にも有名になった町である一方で、2つの問題が発生するほぼ同時期に、自らの地域経済を支えるために独自の地域産業政策を展開し、産業構造の大転換を果たした対照的な取り組みはあまり知られていないこと、②紹介されている内容も、東海環状自動車道の整備効果として、飛躍的に進展した企業立地の成功事例として説明されているだけであり、いずれも詳細な分析や検証があまりなされていなかったことにある。

人口2万人の小規模自治体であるが、地域経済を支えた光と影の問題を抱えながら、必死に努力を重ねられた結果、局面を大きく変革した御嵩町の取り組みは、今後、地域経済の新たな可能性を切り開くことを目指す市町村に対して、大きな勇気を与えると同時に、来るべき地域主権時代における地域産業政策の立案や実行に向けた取り組みへとつながっていくことを是非期待したい。

最後に、今回の事例検証や詳細分析を実施す

「グリーンテクノみたけ」の区画図



るにあたり、御嵩町職員をはじめとする関係する方々から多大なご協力をいただき、ここに深く感謝とお礼を申し上げます。

【参考文献】

植田浩史 (2007) 『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社  
長谷部俊治 (2005) 『地域整備の転換期—国土・都市・地域の政策の方向—』大成出版社  
関 満博、横山照康編 (2004) 『地方小都市の産業振興戦略』新評論

中村剛治郎編 (2008) 『基本ケースで学ぶ地域経済学』有斐閣ブックス  
岡田知弘 (2005) 『地域づくりの経済学入門—地域内再投資力論—』自治体研究社  
岡田知弘、川瀬光義、鈴木 誠、富樫幸一 (2001) 『国際化時代の地域経済学』有斐閣アルマ  
(社)日本機械工業連合会、(財)日本立地センター (2007) 『平成18年度我が国製造企業の国内選択の要因変化と波及効果に関する調査報告書』  
深澤英司 (2006) 『地方の産業政策と地域経済の活性化』『地方再生 総合調査報告書』  
廣瀬信己 (2008) 『企業立地と地域経済の活性化—大阪府、福岡県の取組みを中心に—』国立国会図書館『レファレンス』  
御嵩町教育委員会、御嵩町通史編さん室 (2006) 『御嵩町史

通史編 現代史』御嵩町

- 御嵩町通史編さん室(1990)『御嵩町史 通史編 下』御嵩町  
国土交通省中部地方整備局(2007)『中部の活力を支えるネット  
ワーク ～物流整備効果事例～』  
岐阜県(2009)『東海環状自動車道西回り沿線地域づくり勉強  
会』  
御嵩町(1985)『御嵩町第2次総合計画』

## 註

- 1 地域産業政策の定義は、植田浩史(2007)『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』26頁を参照。
- 2 詳しくは、御嵩町通史編さん室(1990)『御嵩町史 通史編 下』第五章第三節を参照。
- 3 土地信託とは、民間で普及していた土地の有効活用の一手法であり、土地所有者が民間企業(信託銀行等)に土地を信託し、民間企業は当該土地に建物を建設し、又は土地を造成したうえで、その賃貸又は分譲を行い、この収益から諸経費及び信託報酬を控除して残りを信託配当として交付する手法のことである。
- 4 詳細は、(社)日本機械工業連合会、(財)日本立地センター(2007)『平成18年度我が国製造企業の国内選択の要因変化と波及効果に関する調査報告書』42頁を参照。
- 5 詳細は、国土交通省中部地方整備局(2007)『中部の活力を支えるネットワーク ～物流整備効果事例～』を参照。
- 6 詳細は、中村剛治郎編(2008)『基本ケースで学ぶ地域経済学』第5章150頁を参照。
- 7 詳細は、岡田知弘(2005)『地域づくりの経済学入門』第6章 企業誘致で地域は豊かになるのかを参照。

